

神奈川県に学童保育を支援する法人ができました!!

## 役立つ専門的技能集団を 保護者・指導員・学童クラブのために

一般社団法人神奈川県学童保育支援協会

### ◎ 学童保育支援協会とは

#### ➤ 県下の学童クラブのために

2012年の「子ども・子育て支援法」により、市町村が子ども子育て支援計画を策定し放課後児童健全育成事業(以下:学童保育)を行うこととされました。第一期の五年間で神奈川県だけでも学童保育の数は2倍以上に増加し、654箇所(\*)となりました。しかし今回の「新型コロナウイルス」では、決して十分とは言えない制度の中で、指導員の献身のみに支えられたといっても過言でない状況が民設民営の学童保育クラブに特に顕著に表れました。私ども支援協会としては、このような状況を受け、学童保育の現場支援とともに、当該自治体と協働して、指導員支援、クラブ運営支援、保護者支援等を進めることが、自治体及び学童クラブと密接に協力する法人設立の趣旨であり、その重要性を改めて痛感しているところです。

(\*)県調査による

定款(\*)の通り支援協会は、指導員の処遇改善、雇用の安定に結びつく情報提供や、「キャリアアップ処遇改善事業」に相応する研修企画・実施することや、学童保育に関心がある学生をはじめとする人々と学童保育とのつながりを作ることや人材育成を通して学童保育の運営をサポートしたい。また、これに絡む運営事務や保護者運営なども手助けすることを目的に発足しました。 (\*「法人の目的」を参照)

#### ➤ 学童保育の在り方を大切に

このような仕事を効果的に進めるためにも、学童保育の事業評価や保育の相談を通してより良い学童保育を作りたい。

いと願っています。(事業内容は、巻末の定款抜粋をご覧ください)

私たちは、皆様と共に県連絡協議会・地域連絡協議会と協力し、学童保育クラブを支える法人として運営します。

現在まで準備を進める過程で少なからぬ学童保育の研究者・実践者、法務・行政の専門家の方などより協力の約束をいただいています。この状況を大きく進めるためにも皆様のご支援を改めてお願いいたします。

### ◎ これからに向けて

学童保育の社会的役割を考えると、学童保育を必要とするすべての人が安心して利用できる事。学童保育指導員の役割が明確である事。この二つを大切に「児童の豊かな成長を図る」ことを実現しなければなりません。だからこそこれを法人の目的としました。

この目的を実現するために六つの事業を展開します。そして、その力点は、指導員だけでなく、保護者、運営者も含め行政関係者まで及ぶ広範囲の方々に伝える努力をしなければならぬと考えています。

### ◎ 法人の目的を詳しく説明します

(青字は定款の抜粋)

#### ➤ 法人の目的

法人は、学童保育の利用の促進、学童保育を広めることを第一の目的としています。そのためには指導員の働く条件の安定と保育技術の向上が必要です。これを実現することで、子どもたちがより良い「放課後の時間」を

神奈川県の子童保育のために支援協会の活躍に期待しています。



小川 久仁子  
県会議員



加藤 彰彦  
研究者



真田 祐  
専門家



下浦 忠治  
専門家



関守 麻紀子  
弁護士



中西 新太郎  
研究者



広瀬 紳  
弁護士



牧島 功  
県会議員

【敬称略/あいうえお順】





過ごせるようにすることが不可欠です。

第3条 この法人は、学童保育（児童福祉法第6条の二に規定する放課後児童健全育成事業を包含する）を必要とする児童とその保護者の利用の促進と、事業に従事する学童保育指導員（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条3項に規定する放課後児童支援員を含む）の保育技術の向上・就労の安定により児童の豊かな成長を図る環境づくりに寄与することを目的とする。



法人は、取り組む事業として定款第4条に六つの項目を挙げています。

**一つ目は**、指導員として必要な研修の内容の調査と研究です。その成果に立って、指導員に研修の機会を提供したいと考えています。

第4条 この法人の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 学童保育指導員として必要とされる研修内容の調査と研究及び研修機会等を提供する業務

**二つ目は**、「指導員になりたい」「学童保育を知りたい」などの希望がある学生などに学童保育の正しい認識を広める取り組みを進め、学童保育を支える人の層を厚くしたいと考えています。

2. 学童保育指導員を志す学生等に対し、学童保育を理解する機会と研修の場を提供する人材育成業務

**三つめは**、学童保育の運営に関する助言やアイデアを保護者・指導員に提供します。学童保育の運営事務など、

過重な負担の解消に手を貸すことにも取り組みます。このことで「子育てを語り合える」「保護者同士の交流を深める」子育てに直結する保護者会活動が発展することも願っています。

3. 学童保育所運営事務、関係保護者組織運営などに対する助言及び支援に係る業務

**四つ目は**、学童保育の内容をより良いものにするため、保護者・指導員と共に保育内容や運営を検討し、良いところをしっかりとクラブ全体の自信とし、より良いクラブづくりに進めるように支援したいと考えています。

4. 学童保育事業評価、保育実践相談等学童保育の質の向上に資する業務

ここに説明した事柄を進めるうえでも行政機関との連携や、いろいろな専門団体との協力が必要になります。そのような関係づくりを進めることを五つ目の事業としています。また、これらのことに幅広くかかわり「子ども子育て支援」にかかわる社会的な責務を果たしていきたいと考えています。

5. 行政機関その他関係団体との連携及び学童保育振興に関する提言の業務

6. 前各号に付帯する業務及び子ども子育て支援に関連する一切の業務

**(一社)神奈川県学童保育支援協会**

〒231-0027 横浜市中区扇町3-8-7 三平ビル2F

☎ : 050-6870-6499

Mail : [info1@kana-gkdsupport.or.jp](mailto:info1@kana-gkdsupport.or.jp)

HP : <https://kana-gkdsupport.or.jp/>

